立ができるように育てるため、適切な教育を行うとともに、一般社会の人たち、とりわけ小・中学校の通常学級の教職員、児童生徒が、心身に障害のある児童生徒に対する正しい理解と認識を深めるように努める。

また、本年四月より郡山市富田町に開所する「**養護教育センター**」において、心身に障害のある子供たちに関する

1、医療と連携した教育相談
2、教職員に対する専門的研修
3、養護教育に関する実践的研究
4、養護教育に関する資料の収集・作成、分析並びに理解・啓発事業及び養護教育振興事業

等の実施により、指導活動の改善・充実を図る。

学校・学級運営上の配慮事項

一　児童生徒の実態に即した運営を推進する

(一) 児童生徒の障害を的確にとらえ、それに基づく教育の具体化、実践化を全教職員の共通理解のもとに進め特色ある学校・学級づくりに努める。

(二) 関係諸機関との連携を基に、児童生徒の社会的自立を促進する指導の充実に努める。

(三) 重複障害児に対する教育の内容・方法の改善・充実に努める。

(四) 児童生徒の実態に応じた教育の個別化と集団化を、適切に展開するように努める。

二　特殊学級運営の適正化を図る

(一) 児童生徒の障害の種類、程度に応じた特殊学級の編制方針を明確にし適正な学級運営を推進する。

(二) 一人一人の障害の実態と、具体的な到達目標を明確にし、個別指導を重視した指導を行い、教育の可能性の伸長に努める。

(三) 通常学級の児童生徒及び教職員との交流活動の充実を図り、人間性豊かな思いやりの心を持った児童生徒の育成に努める。

(四) 養護教育の理念や指導について、全教職員の研修を深め、校内の就学指導の充実、地域社会の啓発など、全教職員が協力して、養護教育を推進するように努める。

三　適正な就学指導の推進に努める

(一) 養護教育センターの機能の活用に努め、特に養護教育相談事業との連携による適正就学を図る。

(二) 校内の就学指導体制を確立し、その組織を校務分掌に位置づけて活動し、年間を通じて組織的、計画的な就学指導の推進に努める。

(三) 市町村就学指導審議会との緊密な連携を基に、校内での就学指導を進めるとともに、就学又は入級後の実態把握に努め、適正な教育措置について、措置変更も含め慎重な検討と指導に当たる。

(四) 養護教育に関する研修活動や地域社会の啓発活動を推進し、保護者の認識と地域社会の理解を深め、就学指導の円滑化に努める。

四　教育課程の適切な編成を図る

(一) 児童生徒の障害の実態に応じた教育課程の編成と改善を図り、指導の形態や内容・方法に創意工夫を加え適切な指導の推進に努める。

(二) 各教科、領域について、適切な時数が確保され、児童生徒の障害の特性、発達段階に即して設定された目標や内容に対して、一人一人の到達度や適応の状態に応じて指導が進められるよう、弾力的な教育課程の編成に努める。

(三) 「創意を生かした教育活動」の内容・方法の改善に努める。

(四) 小・中・高の一貫教育の充実を図り、児童生徒一人一人の発達段階に即した教育課程の改善充実に努める。

五　交流教育の推進と、地域社会での定着を図る

(一) 児童生徒に交流教育の趣旨の徹底を図るとともに、交流の方法を工夫し、健常児、障害児の双方に有意義な教育活動として、学校教育計画への定着に努める。

(二) 意図的、計画的な交流活動を契機として、日常的に交流活動を実践し障害児に対する理解が深まるよう、発展的な指導に努める。

(三) 交流活動に対する地域社会の理解と協力を広め、障害児に対する正しい理解を地域社会に拡大することに努める。

六　研修の充実と組織化を図る

(一) 教職員の専門職としての認識と研修意欲の向上に努め、研修活動の充実を図り、その組織化に努める。

(二) 養護教育センター等への計画的な研修参加と、その内容や研修成果の発展的普及に努める。

(三) 校内研修体制の充実を図り、研修の体系化に努めるとともに、組織的な研修活動の推進に努める。

(四) 研究指定校の研究や各種実践研究の成果を、校内の日常活動にとり入れ、校内研修の充実に努める。

七　重複障害児の教育内容・方法の改善充実を図る

(一) 重複障害児が漸増していることを認識し、校内における組織的・計画的な研究・実践を図る。

(二) 重複障害児の基本的動作の習得について、教育課程の改善充実を図る。